

重要事項説明書

金融サービスの提供に関する法律により、平成13年4月1日から証券会社ではお客様に金融商品をご購入頂く際に、その金融商品が持つリスク等（重要事項）に関して説明する事が義務付けられております。

弊社では、お客様に金融商品が持つリスク等（重要事項）を十分にご理解して頂き、適切な投資判断を行って頂く為に説明書を作成致しました。尚、各投資リスクは主なリスクであり、以下に限定されるものではございません。お客様におかれましては、本説明書及び契約締結前交付書面等をご熟読の上、それぞれの商品をご購入下さいようお願い申し上げます。

尚、本説明書に掲載されております各金融商品の重要事項につきまして、ご不明な点又は改めて説明が必要な点がございましたら、弊社までお尋ね下さい。

各投資リスク

1. 国内株式（国内上場株式、国内上場投資信託、国内上場不動産投資信託、国内上場投資証券等）

- | | |
|----------|--|
| ①価格変動リスク | 会社の業績や市場動向の変化等により、価格が変動して投資元本を割り込むことがあります。 |
| ②金利変動リスク | 市場金利の変動により、リートの価格が変動して損失が生じるおそれがあります。 |
| ③信用リスク | 有価証券の発行者等の業務や財産の状況の変化及びそれに関する外部評価の変化等が生じた場合等に、価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。 |
| ④流動性リスク | 有価証券の需要あるいは供給が極端に少ない（流動性の低い）銘柄は、希望した価格での売却や機動的な売買が出来ない可能性があります。 |
| ⑤為替変動リスク | 為替の変動により、投資元本を割り込むことがあります。 |

2. 外国株式

- | | |
|-----------|--|
| ①価格変動リスク | 会社の業績や市場動向の変化等により、株価が変動して投資元本を割り込むことがあります。 |
| ②信用リスク | 有価証券の発行者等の業務や財産の状況の変化及びそれに関する外部評価の変化等が生じた場合等に、株価が変動することによって損失が生じるおそれがあります。 |
| ③流動性リスク | 有価証券の需要あるいは供給が極端に少ない（流動性の低い）銘柄は、希望した価格での売却や機動的な売買が出来ない可能性があります。 |
| ④為替変動リスク | 為替の変動により、投資元本を割り込むことがあります。 |
| ⑤カントリーリスク | 発行国、地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリーリスク）により、株価や通貨の価値が下落する可能性があります。 |

3. 公社債型投資信託（MRF、MMF等）

- | | |
|----------|--|
| ①金利変動リスク | 市場金利の変動により、公社債等の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組入れた公社債等は値上りし、金利上昇局面では値下がります。また、残存期間が長期の公社債等の価格は、概して、短期のものより金利変動に対応して大きく変動し、投資信託の基準価額の変動要因になります。 |
| ②信用リスク | 有価証券の発行者等の業務や財産の状況の変化及びそれに関する外部評価の変化等が生じた場合等に、投資信託の基準価額が変動することによって損失が生じるおそれがあります。 |
| ③流動性リスク | 有価証券の需要あるいは供給が極端に少ない（流動性の低い）銘柄は、希望した価格での売却や機動的な売買が出来ない可能性があります。 |

4. 株式型投資信託

- | | |
|----------|---|
| ①価格変動リスク | 会社の業績や市場動向の変化等により、組み入れられている株式やリートの価格が変動して投資元本を割り込むことがあります。 |
| ②金利変動リスク | 公社債等が組入れられている場合に、市場金利の変動により、公社債等の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組入れた公社債等は値上りし、金利上昇局面では値下がります。また、残存期間が長期の公社債等の価格は、概して、短期のものより金利変動に対応して大きく変動し、投資信託の基準価額の変動要因になります。 |
| ③信用リスク | 有価証券の発行者等の業務や財産の状況の変化及びそれに関する外部評価の変化等が生 |

④流動性リスク

じた場合等に、投資信託の基準価額が変動することによって損失が生じるおそれがあります。有価証券の需要あるいは供給が極端に少ない（流動性の低い）銘柄は、希望した価格での売却や機動的な売買が出来ない可能性があります。

⑤為替変動リスク

為替の変動により、投資元本を割り込むことがあります。

⑥カントリーリスク

発行国、地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリーリスク）により、投資信託の基準価額が大きく変動する可能性があります。

5. 外国投資信託

(外国の法律及び規則に基づいて現地で設立された投資信託。リスクは、上記4と同一となります。)

6. 国内C B（転換社債）等

①価格変動リスク

転換対象となる株式の価格変動や金利変動の影響等により、転換社債の価格が変動して投資元本を割り込むことがあります。

②信用リスク

発行会社が民事再生手続をとることになったり、破産、債務不履行等に陥った場合、利払いが行われなくなったり、額面で償還されないで、投資元本を大幅に下回ったり、全額を失うことがあります。一般に新興市場の銘柄については、信用リスクがより高くなります。

③株式転換請求期間の制限

株式への転換を請求できる期間は限定されます。

7. 円建て債券

①価格変動リスク

流通市場における需給関係や発行体の情報、金利動向や経済情勢等の影響により、債券の価格が変動します。償還日より前に途中換金する場合は、売却時の価格によって損失が生じるおそれがあります。

②金利変動リスク

市場金利の変動により、債券の価格が変動して損失が生じるおそれがあります。

③信用リスク

有価証券の発行者等の業務や財産の状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等が生じた場合等に、債券価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

④流動性リスク

有価証券の需要あるいは供給が極端に少ない（流動性の低い）債券は、希望した価格での売却や機動的な売買が出来ない可能性があります。

8. 外貨建て債券

①価格変動リスク

流通市場における需給関係や発行体の情報、金利動向や経済情勢等の影響により、債券の価格が変動します。償還日より前に途中換金する場合は、売却時の価格によって損失が生じるおそれがあります。

②金利変動リスク

市場金利の変動により、債券の価格が変動して損失が生じるおそれがあります。

③信用リスク

有価証券の発行者等の業務や財産の状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等が生じた場合等に、債券価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

④流動性リスク

有価証券の需要あるいは供給が極端に少ない（流動性の低い）債券は、希望した価格での売却や機動的な売買が出来ない可能性があります。

為替の変動により、投資元本を割り込むことがあります。

⑤為替変動リスク

発行国、地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリーリスク）により、通貨兌換停止等の可能性があり、債券の換金が困難な場合、又は債券の価格が下落する場合があります。

⑥カントリーリスク

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益証券の取得・買戻し申込みの受付を中止することができます。

商 号 : スターツ証券株式会社

所 在 地 : 〒134-0088 東京都江戸川区西葛西六丁目 10 番 6 号

連 絡 先 : 03-3686-2532 (証券管理課) 又は 03-3686-2511 (証券事業部) にご連絡下さい。